

今月のテーマ

医療機関の不適切なウェブサイト改善通知 - 厚労省

■2017年8月から始まったネットパトロールにより、医療機関のウェブサイトの不適切な記載があったことが分かりました。厚労省はこれらの医療機関に改善を求める通知を出しました。（朝日新聞デジタル記事参照）

→2018年6月以降は、改善されなかった場合に罰則が科せられることが決定しています。

■ネットパトロールでは「医療機関ネットパトロール相談室」を開設し、広く消費者に情報収集を呼びかけています。（医療広告ネットパトロールのHP参照）

■この規制は「美容医療の消費者トラブルの増加」が背景となっています。特に美容医療機関にはウェブサイトの内容を今一度点検し、厚労省のガイドラインに従った適切な表示を心がけることが求められます。

医療機関の不適切ウェブ広告、5カ月で112件 厚労省

1/25(木) 10:26 配信

朝日新聞
DIGITAL

「国内最高峰の治療」「モデルも通う」などと虚偽や大げさな広告をウェブサイトでしていた医療機関が、5カ月間で112件あったことが厚生労働省の調査でわかった。同省はこれらの医療機関に、自主的な改善を促す通知を出した。

自由診療で行われる美容医療などの宣伝サイトに掲載される料金や効果をめぐってトラブルが相次いだ。これを受けて厚労省は昨年8月、日本消費者協会に委託してサイトを監視する事業を始めた。12月までに730サイトを審査すると、「副作用はありません」「満足度ランキング1位」などの不適切な記載が85サイトでみられた。医療機関数はのべ112件あった。

「医療機関ネットパトロール」(<http://iryoukoukou-patroll.com/>)で3月末まで、問題がありそうな表示の情報を受け付けている。

昨年6月の医療法改正によって、これまで規制外だったウェブサイトが広告規制の対象となった。今年6月の改正法施行からサイトでの不適切な表現は違法となる。新たな規制では、詳しい治療の説明がない術前術後の写真や、患者の主観による体験談などの掲載が禁止される。（野中良祐）

朝日新聞社

2018年1月25日 朝日新聞デジタルより

厚生労働省委託事業

医療等に係るウェブサイトの監視体制強化事業

医療機関ネットパトロール

医療機関のウェブサイトにもや大げさな表示があったら、情報をお寄せください

- ・医療機関のウェブサイトにもや大げさな表示がないかどうかを監視するのが『医療機関ネットパトロール』です。
- ・『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反の疑いがあるウェブサイトの情報をお寄せください。
- ・ウェブサイトに不適切な表示や表現を見つけたら、このサイトから通報してください。

医療機関ネットパトロール相談室

通報フォーム

通報（情報提供）は電話でも受け付けています。

03-3293-9225

受付時間：平日（月～金）10:00～16:00

なお、受付けた情報に関する都合や相談についてはお答えし兼ねますので、ご了承ください。

医療広告
ガイドラインとは



医療機関ホームページ
ガイドラインとは



見つけてください。あなたの目で！

もや大げさな表示は、『医療広告ガイドライン』『医療機関ホームページガイドライン』違反です。

医療機関ネットパトロール相談室 通報フォーム

下記のフォームに入力してください。URLが複数ある場合は、「サイト中の気になる表示とその理由」欄に入力してください。「医療機関名」が不明の場合は空欄で送付してください。

<http://iryoukoukou-patroll.com/>

2018/02/07

医療広告ネットパトロールのHPより